

ホームヘルプステーション千松園 訪問介護 運営規程

第1条(事業の目的)

社会福祉法人海の里が開設するホームヘルプステーション千松園(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

- (1) 事業所の訪問介護員等は、「利用者」の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる様、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (2) 指定訪問介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

第3条(名称及び所在地)

名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) ホームヘルプステーション千松園
- (2) 高知市十津 2 丁目 12-1

第4条(従業者の職種、員数、及び職務内容)

従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| 職務 | 事業所の管理業務に従事 |
| (2) サービス提供責任者 | 1名以上 |
| 職務 | 訪問介護員の監督や指導、サービス利用申込の調整や苦情・相談業務に従事 |
| (3) 訪問介護員等 | 常勤換算で2.5名以上 |
| 職務 | 指定訪問介護の提供業務に従事 |
| (4) 事務職員 | 1名以上 |
| 職務 | 事業所の財務に関する業務に従事 |

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日
毎週月曜日から土曜日までとする。(ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。)
- (2) 営業時間
午前8:30～午後5:30までとする。
- (3) サービスの提供は、プランによっては営業日・営業時間に限らず、対応を行うものとする。

第6条(指定訪問介護の内容)

(1) 指定訪問介護の内容は次の通りとする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

(2) 指定訪問介護は、「利用者」の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて指定訪問介護の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について「利用者」又はその家族に対し説明を行い、訪問介護計画に基づき、「利用者」が日常生活を行うのに必要な援助を行う。

(3) 指定訪問介護を提供した際は、サービスの提供記録へ提供日、内容を記載する。

第7条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、高知市内とする。

第8条(利用料その他の費用)

(1) 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、原則利用者の負担割合に応じた額とする。

(2) サービスの提供にあたり、使用する必要な備品等(水道、電気、掃除機等)費用は、「利用者」の負担とする

(3) 通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合には、その地域を越えた地点からの交通費は、実費を徴収する(公共交通機関を使用した場合は、最も経済的な通常の経路の往復料金。自動車を使用した場合の交通費は、事業実施地域を越えてから、1 キロ当たり 20 円とする)

第9条(緊急時における対応方法)

指定訪問介護の提供を行っているとき、「利用者」に病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医、並びに「利用者」のご家族等への連絡を行い、管理者に報告する。

第10条(身体拘束廃止・虐待防止に関する事項)

事業所は、虐待防止に関し、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。また、事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(1) 身体拘束廃止・虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 身体拘束廃止・虐待防止に関する指針の整備

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のため、虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第11条(その他運営に関する重要事項)

(1) 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るために次の研修を実施する。

- ① 採用時研修 採用後2カ月以内
- ② 継続研修 年 2回

(2) 従業者は、在職中のみならず、退職後においても職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(3) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人海の里並びに事業所の管理者に於いて協議の上定めるものとする。

(付則) この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日一部改正(第 4 条及び 5 条)する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日一部改正(第 8 条 1 項:負担額)する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日一部改正(追加 第 10 条 身体拘束廃止・虐待防
止に関する事項)する。